



鳥取県公報

令和4年7月8日（金）
第9414号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （377）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	家畜伝染病の発生（378）（畜産課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（379・380）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（381）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第377号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等
 - (1) 第1型研修
日時 令和4年10月2日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター
 - (2) 第1型講習
日時 令和4年10月2日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
 - (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) 第2型研修
レポートの提出締切日 令和4年11月7日（月）
受講対象者 第1型研修を都合により受講できなかったクリーニング師
 - (2) 第2型講習
レポートの提出締切日 令和4年11月7日（月）
受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
 - (1) 第1型研修及び第1型講習
令和4年9月1日（木）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (2) 第2型研修及び第2型講習
令和4年10月3日（月）から同月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 6 受講料
 - (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
 - (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第378号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡北栄町	令和4年6月29日

鳥取県告示第379号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町長瀬字宮島918の1、923の2
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第380号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町長瀬字宮島922の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 溝口居宅介護事業所	西伯郡伯耆町溝口281-2	行動援護	令和4年7月1日

公 告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
米子市尾高字森下ノ東3274-1	田	540

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円/年)
田	令和4年8月1日	10年	0

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
 理事長 伊藤 友昭
 鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

該当なし。

6 補償金の還付について

該当なし。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字夏泊5515
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年6月21日付鳥取県告示第355号（保安林の指定施業要件の変更について）
のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課